

地方分権改革に関する提案書「別紙」

提案事項：不動産鑑定士試験の受験申込みに係る都道府県を經由する義務付けの廃止
提 案 県：九州地方知事会（幹事県：福岡県）

【具体的な支障事例、制度改正効果】

●長崎県

《支障事例》

平成28年長崎県実績は短答式試験受験申込者10名、論文式試験受験申込者4名であるが、うち1名の郵送受験願書については、添付書類をチェックした際に疑義が生じて本省へ確認し処理を行った。

《制度改正効果》

不動産鑑定士試験の受験の申込みについては、電子申請及び書面申請の2種類があり、電子申請は国土交通省オンライン申請システムで受け付け、書面申請は不動産の鑑定評価に関する法律第12条の2に基づき受験者の住所地を管轄する都道府県知事を経由して行うこととされている。都道府県経由という義務付けを廃止することで、国が直接受け付けている電子申請と窓口が一本化され、願書記載事項の不備に対し、迅速かつ的確に責任を持った対応が可能となるなど、受験者の利便性向上及び行政の効率化につながる。